

1. 現状

○ 平成27年の第1次改定から概ね10年経過。

○ 人権をめぐる様々な社会情勢の変化
(新たな人権課題や関係法令の制定) を踏まえた
内容に改定したい。

2. 改定の必要性

(1) 新たな人権課題への対応

- セクシャルハラスメント・パワーハラスメントによる人権侵害
- 性的マイノリティや新型コロナウイルス感染者に対する差別や偏見

(2) 新たに制定された主要関係法令の反映

(括弧内は施行年。通称で記載)

- 【平成28年】 障害者差別解消法、部落差別解消法
ヘイトスピーチ解消法
- 【令和2年】 パワハラ防止法
- 【令和3年】 千葉県犯罪被害者等支援条例
- 【令和4年】 改正プロバイダ責任制限法
- 【令和5年】 こども基本法、LGBT理解増進法
- 【令和6年】 千葉県多様性尊重条例
改正DV防止法(予定)

3. 改定骨子案

(基本理念) ※資料3-2参照

すべての県民の人権が尊重される千葉県の実現をめざして

(3つの社会づくり) ※資料3-2参照

- (1) 誰もがかけがえのない存在として人権を侵害されることがない、差別や偏見のない社会
- (2) 誰もが人権を保障され、個性や能力を十分に発揮できる活力のある社会
- (3) お互いの人権を尊重し、多様な文化や価値観を認め合い、共生できる社会

(主要な人権課題) ※資料3-3参照

- | | | |
|----------|---------|-----------|
| ①女性 | ②子ども | ③高齢者 |
| ④障害 | ⑤部落差別 | ⑥外国人 |
| ⑦感染症 | ⑧犯罪被害者 | ⑨インターネット |
| ⑩震災等被害 | ⑪ハラスメント | ⑫性的マイノリティ |
| ⑬様々な人権課題 | | |

※ ⑪は新規、⑫は様々な人権課題の一部から格上げ

※ 各課題には、「現状」と「施策の方向性」を明記する